改正後

（認可に係る業務の内容及び方法）

第十七条　法第三十条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～九　略］

十　顧客である金融商品取引業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

十一　［略］

十二　［略］

十三　［略］

（審査等の対象となる業務の内容及び方法）

第十九条　法第三十条の四第五号及び第三十一条第六項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一　第十七条第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げるもの

二　［略］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

［2～4　略］

5　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。）が外国会社である者のうち金融庁長官が指定する者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、金融庁長官が定めるところにより、親会社との間において、業務の継続的な実施を確保するための措置がとられていることとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会（当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入している場合にあっては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～二十四の三　略］

二十四の四　一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用す

改正前

（認可に係る業務の内容及び方法）

第十七条　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

（審査等の対象となる業務の内容及び方法）

第十九条　［同上］

一　第十七条第五号、第八号及び第十号に掲げるもの

二　［同上］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　［同上］

一　［同上］

二　当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～二十四の三　同上］

二十四の四　一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含